

【第2期】

栃木市議会基本条例 検証結果報告書

平成30年2月

栃木市議会 議会運営委員会

1. はじめに

本委員会では、本市議会の最高規範である栃木市議会基本条例（以下「条例」という。）の目的が達成されているか、条例第21条（下記抜粋参照）の規定に基づき検証を行った。

第1期目の検証として、平成26年12月に第1回目の委員会を開催し、以来計10回の会議を重ね、条例に規定された各条文がその目的に合致しているか、また、私たちの議会活動が目的を達成されているための活動になっているのか、それぞれの委員が活発な意見交換を行い、平成27年9月に条例の検証結果を取りまとめ、報告書を議長あて提出したところである。

これらの検証の結果、第21条第1項中にある条例検証の時期について見直しが必要との評価を受け、本委員会において条例改正に向けた検討を行い、これまでの一般選挙後に検証を行うとしていたものを、一般選挙前にすることにより、条例への理解や議会活動の実績等を踏まえた検証ができることとなり、また、検証結果を次の市議会につなげていく方法も有効との考えから、検証の時期を一般選挙前とした経緯がある。

そのことを踏まえ、今回の第2期目の条例検証については、今期中に一度実施していることから、検証の必要な条項を抽出する形で行うこととした。

〔 栃木市議会基本条例 抜粋 〕

（目的）

第1条 この条例は、真の地方主権の実現に向けて、議会及び議員が担う役割を果たすために必要な基本的な事項を定めることにより、議会の活性化し、市民の負託に応えられる議会運営の実現を図り、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に資することを目的とする。

（達成状況の検証）

第21条 議会は、一般選挙前に、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果を公表し、制度の改善が必要となったときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 第1項による検証の結果については、一般選挙後の議会に引き継ぐものとする。

2. 検証体制及び検証方法について

本委員会における検証については、下記の議会基本条例達成状況検証実施要領を定め、取り組むこととした。

◆議会基本条例達成状況検証実施要領

本要領は、議会基本条例第21条の規定に基づき、同条例の達成状況の検証を円滑に進めるため、検証の方法及び検証結果の取り扱いについて定めることとする。

1 検証の方法等について

(1) 検討体制

- ① 議会運営委員会 7名 委員長 梅澤 米満
副委員長 古沢ちい子
委員 大谷 好一 氏家 晃 平池 紘士
大川 秀子 広瀬 義明 茂呂 健市（※途中追加）
- ② 議長 海老原恵子 副議長 中島 克訓
（議長及び副議長については、オブザーバーとして会議に出席し、委員長の許可を経て発言することができる。なお、採決には加われないこととする。）

(2) 検証の進め方

- ① 栃木市議会基本条例検証結果報告書（平成27年9月）に記載された **付言事項 5項目**について検証を行うこととする。
- ② 検証は3段階で評価することとする。
- ③ 評価に際しては、その検証の内容や理由等を記載することとする。
- ④ 検証については、**別紙の達成状況検証表**により行うこととする。

【評価の段階】

- | | | |
|--------|---|--------------------------|
| A：達成 | … | 当該条項は概ね（8割程度）その目的を達成した。 |
| B：一部達成 | … | 当該条項は概ね（5割程度）その目的を達成した。 |
| C：未達成 | … | 当該条項は、目的を達成できなかった。（3割以下） |
| —：対象外 | … | 当該条項は、検証の対象外とする。 |

2 検証結果の取り扱いについて

(1) 市HPや議会だよりへの掲載

本委員会における検証の結果については、市ホームページや議会だよりに掲載し、広く市民に周知を図ることとする。

(2) 議会への報告

検証結果の報告については、議長に対しては、検証結果を提出することとし、議員に対しては、全員協議会等の場で報告を行うこととする。

3. 検証結果

検証項目①：付言事項（１）議員間の活発な自由討議について

条項及び内容	評価	評価内容
第2条（議会の使命） 第4項（自由な討議） ・議員相互の自由な討議を重んじる	B	<p>議会改革検討委員会を中心に、自由討議の試行に関する具体的な手法についてのルールを策定した。</p> <p>また、議員研修会を開催するなど、議会全体として自由討議に対する認識や熟度を高めることができた。</p> <p>現時点での実績がないため、実施後の課題等を検証し、自由討議の運用について引き続き検討していく必要がある。</p>
第4条（議員の使命） 第3項（情報発信） ・自由闊達な討議により市政の論点を明らかにし、情報発信する		

検証項目②：付言事項（２）情報発信の強化について

条項及び内容	評価	評価内容
第2条（議会の使命） 第6項（市民への説明責任） ・市民への説明責任を果たし、分かりやすい説明をする	B	<p>議会報告会を市内9カ所で開催し、市民ニーズや地域課題を把握するための意見交換会を実施するとともに、委員会単位で各種団体等との活発な意見交換を行った。その結果として、市への提言を行うことにより、市政の反映に努めた。</p> <p>また、議会報告会参加者からのアンケート結果によると、報告会の説明と資料の内容について、7割から8割の方から分かりやすいとの評価が得られた。</p> <p>陳情等提出者の意見陳述の機会を設けるなど、新たな取り組みを進めることができたが、参考人制度等の更なる活用に向け研究していく必要がある。</p> <p>より市民に信頼され開かれた議会となるよう、引き続き情報発信の強化に努めるべきである。</p>
第4条（議員の使命） 第3項（情報発信） ・自由闊達な討議により市政の論点を明らかにし、情報発信する		
第7条（市民との連携） 第1項（参考人制度等） ・参考人制度及び公聴会制度を活用する		

検証項目③：付言事項（３）政策立案機能の充実について

条項及び内容	評価	評価内容
第10条（政策等の形成） 第2項（資料の要求） ・予算決算の審議に際し、資料の提出を求めること	B	<p>予算決算については、各常任委員会で専門的な審査が行われているが、審議の充実を図るため、分かりやすい資料の提供と活用方法について引き続き検討が必要である。</p> <p>なお、予算決算における特別委員会の設置等については、その必要性について引き続き議論を要する。</p>

検証項目④：付言事項（４）議員定数及び議員報酬について

条項及び内容	評価	評価内容
第16条（議員定数） ・議員提案等により議員定数を改正する場合は、市民を含む第三者機関による評価を参考にする	A	議員定数の検討に当たっては、議会内に委員会を設置し、協議、検討を重ねるとともに、議会報告会や市民会議などで市民への説明を行い、多様な意見、評価を十分考慮しながら本市議会における適正な議員定数を導くことができた。 なお、第三者機関の定義については、具体的な検討が必要と考える。
第17条（議員報酬） ・議員提案等により議員報酬を改正する場合は、市民を含む第三者機関による評価を参考にする		

検証項目⑤：付言事項（５）条例検証の時期について

条項及び内容	評価	評価内容
第21条（条例の検証） 第1項（検証方法、主体等） ・一般選挙前に、この条例の目的達成状況を議会運営委員会で検証する	A	本条例の効果的な検証を行うために、検証の時期を一般選挙後から一般選挙前に実施する条例改正を行い、検証結果については、一般選挙後の議会に引き継ぐこととした。

4. 検証経過

回次	開催年月日	評価内容
1	平成29年10月23日	・議会基本条例の検証について (検証方法及び検証の進め方)
2	平成29年11月13日	・議会基本条例の検証について (付言事項5項目の検証)
3	平成29年11月24日	・議会基本条例の検証について (達成状況の取りまとめ)
4	平成29年12月20日	・議会基本条例の検証について (検証結果報告書の作成及び決定)

5. 申し送り事項

今回の検証結果を基に、次の項目について改選後の議会に申し送りすることとする。

- (1) 本検証の結果を改選後の議会に引き継ぐこと
- (2) 本検証でBランクと評価された項目については取り組みを強化すること
- (3) 本条例の趣旨に則った議会活動を継続すること

6. むすびに

今回の議会基本条例の検証は、前回の検証において「Bランク」と評価された条項のうち、特にその対応が必要と思われる事項について実施したものであり、これら具体的な課題に対し、どこまで改善が図られたか、残された課題は何かを明らかにするために、ひと項目ずつ丁寧な検証を行い、分かりやすい評価に努めたところである。

全般を通して、今後の取り組むべき課題とその方向性は整理されつつあるが、今回の検証においてBランクの評価項目があるなど、改善の余地はあると思われるため、改選後の議会においても、多くの議員が参画し継続して協議されることが必要である。

今後も、議会基本条例の理念のもと、市民の負託に的確に応える努力を続け、これまで以上に市民に信頼され開かれた議会となるよう強く望むものである。

